海田町

『高齢者いきいき活動ポイント事業』

活動団体マニュアル

目　次

１．スタンプの押印方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２．ポイント付与の基本ルール・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３．注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４．活動団体登録内容変更届等・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５．よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５



＜問合せ先＞

海田町役場 長寿保険課 介護保険係

住　所：〒736-8601　広島県安芸郡海田町南昭和町14-17

電　話：082-823-9609　ファックス：082-823-9627

メール：chouju@town.kaita.lg.jp

ホームページ：https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/19/120972.html

１．スタンプの押印方法

【手順１】手帳のページの色をご確認ください。活動内容に応じて，スタンプを押すページが異なります。

**１ポイント**

**２ポイント**

**２ポイント**

**４ポイント**

健康づくり・

介護予防活動

健康診査・

がん検診等

一般的な

ボランティア活動

介護予防活動

特定の

ボランティア活動

介護予防活動

黄　色

緑　色

桃　色

水　色

　　 手帳P7～P12 手帳P13～P14 手帳P17～P20 手帳P23～P24

【手順２】押印欄をご確認ください。１人の高齢者に１日で押せるスタンプ数には上限があります。

スタンプの押印は，次の①～③の活動区分ごとに，１日につき１回までです。

（同じ日に① ，②，③それぞれ１回押すことは可能です。）

①健康づくり・介護予防活動（１ポイント対象）

②一般的なボランティア活動（２ポイント対象）

③特定のボランティア活動（４ポイント対象）

　スタンプは３ページの「ポイント付与の基本ルール」に基づき，押印してください。

　そのページに同じ日付でスタンプが押されていないか（同日，その活動が既に実施されていないか）確認ください。

　なお，医療機関等が行う健康診査やがん検診等の受診（２ポイント対象）については，１日の回数の上限はありません。

【押印するページを間違えた時】

【間違えた箇所に×印】　【正しい箇所に記載】

【手順３】マス目に合わせて活動日を記載し，スタンプを押印。（スタンプを事後押印する場合も，押印日ではなく，活動日を記載）

９月

１日

**海田町**

**いきいき**

**ポイント**

Ｃ000

９月

１日

**海田町**

**いきいき**

**ポイント**

Ｃ000

９月

１日

**海田町**

**いきいき**

**ポイント**

Ｃ000

月

日

【広島市・府中町とのポイント相互付与について】

　事業を先行実施しています広島市・府中町との連携事業として，行政区域を超えて相互にポイントを付与できることとしています。活動団体の皆様には，団体活動に参加した両市町の対象者からポイント手帳の提示を受けた場合も，スタンプ押印をお願いします。（ポイント手帳は両市町ともほぼ同じ内容で，押印や訂正のルールも同じです。）

２．ポイント付与の基本ルール

ポイント付与の基本ルールは次のとおりですので，厳守してください。

⑴　活動実績がないスタンプの押印は無効であり，ポイントを付与することはできません。

⑵　ポイントは，海田町に登録している活動団体が参加者の活動（登録活動）の実績を確認し，スタンプ管理責任者又は副責任者がポイント手帳にスタンプを押印した場合にのみ付与することができます。

【以下のような場合のスタンプの押印には十分注意してください。】

①　活動実績が確認できない高齢者から押印を求められた場合

→　ポイント付与の基本ルール違反であり，要求に応じられない旨を説明してください。それにもかかわらず，再三押印を求められた場合には，海田町長寿保険課介護保険係（℡082-823-9609）にご連絡をお願いします。仮に，実績確認ができないまま押印した場合は，その活動団体が行った押印全て（実績確認ができているものを含む。）が無効となる場合があります。

なお，会員ではない人であっても，活動実績が確認できるのであれば，求めに応じて押印していただいても構いません（義務ではありません。）。

②　何ポイントの活動なのか分からない場合

→　海田町長寿保険課介護保険係（℡082-823-9609）に問い合わせ，正しいポイント数を確認してください。

確認を行わず，とりあえず４ポイントのページに押印するのは，ポイント付与の基本ルールに違反し，無効となる場合があります。

③　海田町に登録していない種類の活動について押印を行おうとする場合

→　押印することができるのは，活動団体登録時に，活動内容を記載していただいた（又は活動の種類に丸を付けていただいた）活動（登録活動）だけです。活動内容の変更があった場合は，その都度，登録内容変更届出書を提出してください。

④　他の団体から代わりに押印するよう求められた場合

→　スタンプを持っているからといって，活動の実績を確認できない他の団体の活動について，スタンプを押印するのは，ポイント付与の基本ルール違反であり，応じないでください。活動実績が確認できないまま押印した場合は，その活動団体が行った押印全て（実績確認ができているものを含む。）が無効となる場合があります。

⑤　会員等が勝手に押印しようとした場合

　　→　スタンプの押印は，スタンプ管理責任者又は副責任者として登録された方のみに認められているものです。同じ団体の会員であっても，この登録がない方が押印することは，ポイント付与の基本ルール違反です。

　　　　 なお，スタンプ管理責任者や副責任者は，自分のポイント手帳には押印できませんので，スタンプ管理責任者は同じ団体の副責任者に，副責任者は同じ団体の責任者又は他の副責任者に押印してもらうようにしてください。

３．注意事項

**⑴　有効なスタンプ押印について**

ポイントは，海田町に登録している活動団体が，参加者の活動（登録活動）の実績を確認し，「スタンプ管理責任者又は副責任者」が，ポイント手帳に「スタンプを押印した場合」にのみ付与されます。

このため，次のように，スタンプを押印する欄への記入・押印があったとしても，いつ押印したのかを含め，不明瞭な押印については，「スタンプ押印した場合」とは取り扱うことができませんのでご注意ください。

**例１　　　　　 　　例２　　　　 　　 例３　　　　　　　 例４**

月

日

**海田町**

**いきいき**

**ポイント**

Ｃ000

10

9

月

日

**海田町**

**いきいき**

**ポイント**

Ｃ000

10

10

月

日

**海田町**

**いきいき**

**ポイント**

Ｃ000

11

11

月

日

**海田町**

**いきいき**

**ポイント**

Ａ000

**海田町**

**いきいき**

**ポイント**

Ｃ000

【例１】

日付の記載がない場合（月又は日のいずれかが記載されていない場合を含む。）

【例２】

日付を取り消しているが，修正後の日付が記載されていない場合

【例３】

押印が不明瞭で，スタンプ番号が確認できない場合

【例４】

スタンプが押し直されているが，どの団体が押印したスタンプなのか分からない場合

【お知らせ】

お渡しするスタンプ台及びボールペンは赤ですが，押印するスタンプ及び日付の色は

何色でも構いません。

**⑵　不正について**

ア　各団体には、ポイント付与の基本ルールを踏まえ、スタンプの適切な保管・使用を行って

いただく必要があります。これを故意に遵守しない場合等は、活動団体としての本町への登録を取り消すことになります。

イ　ポイント付与に係る不正の有無等を調査する必要が生じた場合には、活動団体の代表者に電話等により、又は、活動場所に職員を派遣して事情聴取をすることもありますので、その際にはご協力をお願いします。

４．活動団体登録内容変更届等

活動団体の登録内容変更や登録抹消、スタンプの再交付を希望する場合は、届出書を海田町に提出してください。

届出書の様式は、海田町長寿保険課介護保険係で配布します。また、海田町ホームページからも印刷できます。

５．よくあるご質問

【制度ご利用の皆様へ】

**●　制度に関すること**

|  |
| --- |
| **Ｑ１　高齢者いきいき活動ポイント事業は、一言でいえば、どんな事業なのですか？** |
| Ａ１　この事業は、海田町内在住の高齢者（１月１日現在で６５歳以上の方）が自らの健康づくりや地域支援のために行う活動（いきいき活動）を奨励するためのものであり、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じて、奨励金（１ポイント＝１００円。年間上限１０，０００円）を支給する事業です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２　この事業の目的は何ですか？** |
| Ａ２　この事業は、高齢者の介護予防及び社会参加への意欲を具体的な活動に結びつけるうえでのきっかけづくりとして、高齢者が自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動や地域の支え手となる活動（ボランティア活動）を行った実績に基づいて支援を行うことにより，的確かつ効果的に、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりを推進することを目的としています。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ３　どんな活動が対象になるのですか？** |
| Ａ３　ポイントの対象となる活動は、大きく分けて、次の４つに分類されます。①　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１ポイント対象）②　健康診査やがん検診等の受診（２ポイント対象）③　④以外の地域の支え手となる活動（ボランティア活動）（２ポイント対象）④　地域の支え手となる活動（ボランティア活動）のうち、海田町が指定するもの（４ポイント対象）　具体的には、Ｐ２～４をご覧ください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ４　なぜ、活動内容によって、ポイント数に差があるのですか？** |
| Ａ４　社会参加を幅広く奨励するため、対象となる活動には一律で１ポイントを付与した上で、さらなる波及効果を伴う活動にはポイントを加算することとしているため、活動内容によってポイント数に差が生じています。特に、地域福祉におけるボランティアによる支え手の確保が急務であることから、現在、この支え手確保への貢献度が客観的に明確な、介護施設等での支援活動、通いの場（いきいき百歳体操）の支え手や認知症カフェのスタッフとしての活動には３ポイントを加算して４ポイントとし、それ以外のボランティア活動には１ポイントを加算して２ポイントとしています。また、自らのためのものであっても、より医療費の適正化に役立つと思われる健康診査などの受診には１ポイントを加算して２ポイントとしています。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ5　この事業で、どのような効果を期待しているのですか？** |
| Ａ５　高齢者の社会参加に関して直接的な奨励効果が期待でき、高齢者の生きがいづくり、健康増進、介護予防の推進、地域での支え合い活動の担い手の充実が図られると考えています。また、自治会や老人クラブといった地域団体の活動の活性化や充実につながり、ひいては、地域コミュニティの再生にも寄与することが期待されます。 |

【活動団体の方へ】

**●　活動団体の登録に関すること**

|  |
| --- |
| **Ｑ１　活動団体には、いつでも登録できるのですか？** |
| Ａ１　「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」の本町への提出により、いつでも登録可能です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２　活動団体として登録したいのですが、２人のグループでも登録できますか？** |
| Ａ２　グループの人数に決まりはありませんが、活動を定期的に行い、かつ、活動実績の確認を適正に行うためには、ある程度の人数で登録していただくことが望ましいと考えています。少人数で登録していただくこともできますが、活動を進めていく中で、グループの拡大についてご検討ください。また、活動団体として登録するためには、活動に参加を希望する高齢者を広く受け入れていただくことが必要です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ３　活動団体の要件として、「活動の参加者を広く受け入れること」とあります。活動場所の広さなどの関係で、受け入れることができる人数に限りがある場合は、活動団体として登録できないのですか？** |
| Ａ３　参加者を広く受け入れるという方針の下で活動を行い、活動場所の広さや定員の関係などで、参加を希望する高齢者をお断りせざるを得ないなどの正当な理由があれば、活動団体として登録していただくことは可能です。なお、定員に余裕が生じた場合は、新たな参加者の受け入れをお願いします。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ４　老人クラブの規約上、他の地域の高齢者を受け入れるようになっていません。この場合でも活動団体として登録できますか？** |
| Ａ４　自分たちの地域以外の人を含めて広く受け入れていただくことが理想です。しかしながら、老人クラブや自治会は、基本的に、その地域の方々で構成されるものであり、他の地域の高齢者を受け入れることは必須ではないと考えています。したがって、その地域の高齢者を広く受け入れていただけるということであれば、活動団体として登録していただくことは可能です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ５　老人クラブの中に複数のサークルがあります。この場合、サークル単位で団体登録できますか？** |
| Ａ５　原則、単位老人クラブを団体登録の最小単位と考えています。したがって、老人クラブの中に複数のサークルがある場合でも、各サークルの代表者をスタンプ管理副責任者とするなどしてスタンプ管理・押印が適正に行われるような体制を検討していただき、老人クラブ１団体として団体登録をお願いします。なお、１つのスタンプでの押印が困難な事情がある場合はご相談ください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ６　自治会の中に複数の活動している団体があります。この場合、どのように団体登録できますか？** |
| Ａ６　自治会として、各団体の実績確認及びスタンプ押印ができるのであれば、各団体の代表者をスタンプ管理副責任者とするなどして、自治会として登録してください。　　　一方、各団体が独立して活動しており、自治会として実績確認やスタンプ押印ができない場合には、団体ごとに登録していただくことも可能です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ７　サロン活動（１ポイント対象：自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）は月１回以上のペースでやっていませんが、ボランティア活動（２ポイント又は４ポイント対象）と合わせると、月１回以上のペースになります。活動団体として登録できますか？** |
| Ａ７　ボランティア活動をされていることから、活動団体の登録はできます（ボランティア活動は「月１回以上実施する」という最低実施要件はありません。）。次に、ポイント付与できるかどうかは以下のとおりです。⑴　地域の支え手となる活動（ボランティア活動）（２ポイント又は４ポイント付与）→　活動の度にスタンプ押印は可能⑵　健康づくり・介護予防に取り組む活動（サロン活動など）①　参加者への１ポイント付与→　月１回以上開催する活動であればスタンプ押印は可能②　開催のお世話をする人への２ポイント又は４ポイント付与→　活動の度にスタンプ押印は可能（＝(１)を適用）なお、①（参加者への１ポイント付与）に関しては、サロン活動の他にも健康づくり・介護予防に取り組む活動を実施し、それらを合わせて月１回以上の活動が見込まれる場合は、サロン活動を含むそれらの健康づくり・介護予防に取り組む活動について、ポイント付与することが可能です。また、これを機会に、サロン活動の開催回数の増加についてご検討ください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ８　活動団体として登録した後、いつでも登録を取り消すことはできますか？** |
| Ａ８　団体としての活動の継続が難しくなった等の場合には、海田町に「活動団体登録抹消届出書」を提出していただくことにより、登録を取り消すことができます。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ９　海田町外の団体でも登録できますか？** |
| Ａ９　所在地の要件はありませんので、海田町外の団体でも登録することができます。 |

**●　活動団体登録届出書に関すること**

|  |
| --- |
| **Ｑ１　提出方法を教えてください。** |
| Ａ１　必要事項を記入し、海田町長寿保険課介護保険係（〒736-8601 安芸郡海田町南昭和町14番17号）に郵送又は持参ください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２　印鑑の押印は必要ですか？** |
| Ａ２　印鑑の押印は不要です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ３　代表者やスタンプ管理責任者は、６５歳以上である必要がありますか？** |
| Ａ３　代表者やスタンプ管理責任者の年齢要件はありません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ４　代表者がスタンプ管理責任者や副責任者になってもよいですか？** |
| Ａ４　代表者がスタンプ管理責任者又は副責任者を兼ねることは可能です。ただし、スタンプ管理責任者と副責任者を兼ねることはできません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ５　一人で複数の団体の代表者を務めています。同じ代表者名で、複数の団体登録ができますか？** |
| Ａ５　可能です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ６　清掃活動を月１回、いきいきサロンを２か月に１回開催しています。それぞれ、「地域の支え手になるボランティア活動」のＡ、「健康づくり・介護予防活動」のアに丸を付ければよいですか？****なお、いきいきサロンの他には、自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動は行っていません。** |
| Ａ６　清掃活動は、地域の支え手となる活動（ボランティア活動）であるため、２ポイントの付与はできますが、サロンに参加することは、「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」であるため、参加者に対し、１ポイント付与はできません（２か月に１回の開催のため。）。このため、「地域の支え手になるボランティア活動」のＡにのみ丸を付けてください。ただし、いきいきサロンの世話人としての活動は地域の支え手となる活動（ボランティア活動）であるため、Ｈに丸を付けていただければ、参加者には１ポイントを付与できませんが、世話人には２ポイントを付与していただけます。 |

**●　ポイント付与の対象になる活動に関すること**

|  |
| --- |
| **Ｑ１　ポイントの付与に当たり、活動時間は最低何時間以上という決まりはありますか？** |
| Ａ１　活動時間数に決まりはありません。短い活動時間であっても、各団体において、高齢者がポイント付与の対象となる活動を行った実績を確認したのであれば、ポイントを付与することができます。ただし、ポイント目的で意図的に活動の最初だけ、あるいは終了間際に参加したと考えられるような場合には、ポイントを付与していただく必要はありません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２　交通費や謝金などを支給しているボランティア活動も、ポイント付与の対象になりますか？** |
| Ａ２　交通費や昼食代など実費程度の謝金を受け取る場合に限り、有償ボランティアも、ポイント付与の対象になります。なお、雇用契約や請負契約などに基づいて行う活動は対象になりません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ3　ボランティア活動であっても、ポイント付与（2ポイント）の対象にならない活動を教えてください。** |
| Ａ3　高齢者が行う政治・宗教・営利目的の活動や反社会的な活動は、ポイント付与の対象になりません。また、有償ボランティアであって謝金等の額が実費程度を超える活動や、雇用契約や請負契約などに基づいて行う活動は、ポイント付与の対象になりません。さらに、個人でのボランティア（活動団体として実施するものではなく、自宅の前の清掃や児童の登下校の見守りを個人で行う場合など）も、第三者による実績確認ができないため、ポイント付与の対象になりません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ４　健康づくり、介護予防に取り組む活動であっても、ポイント付与（１ポイント）の対象にならない活動を教えてください。** |
| Ａ４　高齢者が行う政治・宗教・営利目的の活動や反社会的な活動は、ポイント付与の対象になりません（なお、フィットネスクラブなどの営利企業がスタンプを押印する活動団体となる場合でも、そこで高齢者が運動等を行うこと自体は営利目的の活動ではないため、高齢者の活動はポイント付与の対象になります。）。また、個人での活動（活動団体として実施しないもの）も、第三者による実績確認ができないため、ポイント付与の対象になりません。具体的には、個人でウォーキングや体操をする場合などが挙げられます。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ５　○○活動は、ポイント付与の対象になるようですが、そのための準備や打合せなどもポイント付与の対象になりますか？** |
| Ａ５　原則として、準備や打合せはポイント付与の対象になりません。ただし、活動のための会場設営など実際に作業を伴うもので、本番同様準備にも多くの労力を要し、かつ、その準備なしでは本番が迎えられないような場合には、実績確認ができることを条件に、例外的にポイント付与の対象となります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ６　自治会の行事は、基本的に、ポイント付与の対象になると考えてよいですか？** |
| Ａ６　自治会の行事にボランティアとして参加する場合や、健康づくりの一環として参加する場合があると思いますが、ポイント付与には、実績確認が必要です。さらに、「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」への参加として１ポイントを付与するためには、自治会として対象となる活動を月１回以上実施することが必要になります。とんどや盆踊り等の祭り、運動会、バザーなど不特定多数の者が参加し、自由に出入りできるような活動については、実績確認が困難なケースが多いと思いますが、適切に実績確認ができるのであれば、ポイント付与の対象となります。なお、これらの活動は年に１度しかないということが多く、月に１回以上の実施という要件に該当しませんが、他の行事（運動会やもちつき大会など）と併せて何らかの行事が月に１回以上行われているということであれば、ポイント付与の対象となります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ7　自治会の役員になれば、ポイントがもらえますか？** |
| Ａ７　活動団体として登録していただいた自治会であっても、その役員に就任したという理由ではポイントは付与されません。ポイントの付与には、実際に、対象となる活動をしていただく必要があります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ８　自治会の役員会議に出席すれば、ポイントがもらえますか？** |
| Ａ８　令和６年まではポイント付与対象外でしたが、自治会の運営活動については、担い手の増加や地域活動の活性化を目的として事業拡大しましたので、役員の方のみ２ポイント付与されます。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ９　サロンの世話人とはどんな人のことですか？スタンプを管理し、押印する人は世話人ですか？** |
| Ａ９　世話人とは、サロンで机を並べたり、食事の準備やゲームの段取りを行うなど、サロン活動を行うための準備や参加者のお世話をする人のことです。スタンプを押印するだけでは、世話人に該当しません（スタンプを押印するだけで２ポイントがもらえるということはありません。）。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１０　サロンなどの通いの場において、世話人が参加者でもある場合、世話人と参加者の両方のポイントがもらえますか？****また、世話人（２ポイント）と参加者（１ポイント）をどのように区分すればよいですか？** |
| Ａ１０　世話人が参加者である場合であっても、ポイントの付与は世話人としての活動のみ（２ポイント）になります。また、当日の役割が明確に分けられる場合は世話人に２ポイントを付与することができますが、みんなが一緒になって準備を行うような世話人・参加者の役割が分けられない場合には、全員が１ポイント（自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）となります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１１　大規模なサロンを運営しているため、複数の世話人がいます。世話人として２ポイントが付与される人は１人でなければいけませんか？****また、世話人は、日によって替わっても問題ありませんか？** |
| Ａ１１　世話人と参加者を明確に区別できるのであれば、世話人として２ポイントが付与される人は複数人でも構いません。また、世話人は日によって替わっても問題ありません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１２　近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？** |
| Ａ１２　健康づくり・介護予防活動を行うサロンとして対象とするのであれば、活動場所や連絡先の公表や、参加を希望する高齢者を広く受け入れることが必要です。一部の人のみに対象が限定される活動は、ポイント付与の対象とはなりません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１３　行事の打ち上げなどで集まって飲食をする場合は、ポイント付与の対象となりますか？** |
| Ａ１３　主たる目的が飲食の場合は、ポイント付与の対象とはなりません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１４　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１ポイント対象）は、運動系の活動だけでなく文化系の活動も対象になりますか？** |
| Ａ１４　グラウンドゴルフやラジオ体操などの体を動かす活動だけでなく、囲碁や将棋、手芸など、健康づくりや介護予防に役立つ文化系の活動も、ポイント付与の対象となります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１５　介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、ポイント付与の対象になりますか？** |
| Ａ１５　介護保険のサービスとして利用するものであるため、ポイント付与の対象とはなりません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１６　スタンプ管理責任者又は副責任者になればポイントがもらえますか？** |
| Ａ１６　スタンプ管理責任者又は副責任者を務めていただいているという理由ではポイント付与されません。ポイントの付与には、実際に、対象となる活動をしていただく必要があります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１７　活動団体として、「Ａ　清掃活動」を登録しています。団体の活動として、災害による土砂の撤去や被災ごみの片付けなどを行う場合、参加者に２ポイントを付与してよいですか？**  |
| Ａ１７　災害による土砂の撤去や被災ごみの片付けは「Ａ　清掃活動」に該当するため、ポイント付与は可能です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１８　いきいき百歳体操を実施する通いの場の世話人としての活動は４ポイントになっていますが、1日何人まで４ポイントが付与されますか？**  |
| Ａ１８　いきいき百歳体操を実施する通いの場の世話人については、１日の活動で中心となる世話人１人について４ポイントになります。その他の参加者は１ポイントになります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１9　ボランティアによる学習支援などこどもの居場所づくりに関する活動は令和７年から４ポイント付与になっていますが、どのような活動が対象ですか？**  |
| Ａ19　「こどもの居場所づくり」とは、子どもが一人でも複数でも自発的に安心して利用することができ、生活・学習習慣づくりや体験機会を得られる場を想定しています。特定のボランティア活動として4ポイント付与されます。 |

**●　スタンプの管理・押印に関すること**

|  |
| --- |
| **Ｑ１　スタンプはいつ交付されますか？** |
| Ａ１　「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」を提出された月の翌月末までに交付します。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２　スタンプは一つしか交付してもらえないのですか？** |
| Ａ２　制度を円滑に進めていくためには、スタンプの適正な管理が必要です。様々な場所で活動される団体にとっては、スタンプが複数あれば便利だと思いますが、一方で、紛失の可能性が高くなるなど、適正な管理が難しくなるという面もあります。こうしたことから、スタンプの交付は、原則として、１団体につき１個としていますが、複数の活動場所が遠隔地にあり、あるいは、活動への参加者が多数にのぼり、スタンプが一つだけでは、円滑な押印が困難になっていると認められる活動団体には、複数のスタンプを交付しますので、ご相談ください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ３　臨機応変に活動団体のメンバーが押印できるように、スタンプを誰でも簡単に持ち出せる場所で管理してもよいですか？** |
| Ａ３　スタンプを押すことができるのは、スタンプ管理責任者とスタンプ管理副責任者です。スタンプ押印は、高齢者への奨励金支給に重要な役割を担うものですので、スタンプを紛失しないよう、また、適正な押印が行われるように適切に管理してください。 |
| **Ｑ４　団体としての活動であっても、一人で活動する場合もあり、実績確認が難しい場合もあると思います。活動実績は、どの程度確認すればよいのですか？** |
| Ａ４　高齢者が活動している姿を実際に確認し、当日スタンプを押印していただくことが基本となります。しかしながら、例えば、自治会として実施する児童の登下校の見守り活動を各人が離れた場所で実施するため、実績確認が難しいというケースも想定されます。こうした場合は、あらかじめ、見守りの当番表を作成しておき、後日、活動団体の会合や個別に活動内容の報告を求めることなどをもって、実績確認とすることもできます。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ５　活動実績を確認できなかった場合でも、高齢者から強く求められたらスタンプを押してしまいそうです。どうすればよいですか？** |
| Ａ５　高齢者の活動実績が確認できない場合には、いくら強く求められてもスタンプを押さないでください。断っても、高齢者からスタンプを押すよう求められ続けた場合は、海田町にご連絡ください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ６　ポイント手帳を忘れた高齢者には、後日、スタンプを押してもよいのですか？** |
| Ａ６　活動実績が確認できれば、後日でもスタンプを押すことができます。高齢者がポイント手帳を持参し忘れた場合には、例えば、活動団体が活動日誌やその高齢者の活動実績をメモとして残しておき、後日、それを基にスタンプを押すという方法が考えられます。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ７　後日スタンプを押す場合、記入する日付はどうすればよいですか？** |
| Ａ７　押印した日ではなく、実際に活動された日付を記入してください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ８　スタンプを押す色に決まりはありますか？** |
| Ａ８　決まりはありません。朱肉、スタンプ台のいずれを使用していただいても結構です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ９　間違ってスタンプを押した時はどうすればよいですか？** |
| Ａ９　間違って押したスタンプの上に×印を記入し、正しい欄にスタンプを押し直し、日付を記入してください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１０　一人の高齢者が、一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？** |
| Ａ１０　スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分ごとに、１日につき１回まで（同じ日に①、②、③をそれぞれ１回ずつ押印することは可能）です。①　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１ポイント対象）②　地域の支え手になる活動（２ポイント対象）③　地域の支え手になる活動（４ポイント対象）ポイント手帳では、①～③のスタンプを押す欄は、それぞれ別のページに分かれています。スタンプを押す際には、そのページに、同じ日付でスタンプが押されていないか（同日、その活動が既に実施されていないか）、確認するようにしてください。なお、健康診査やがん検診等の受診（２ポイント対象）については、１日の回数の上限はありません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１１　複数の活動団体が共催する活動に高齢者が参加した場合、どの活動団体がスタンプを押せばよいのですか？** |
| Ａ１１　高齢者の活動実績を確認できる活動団体であれば、どの団体がスタンプを押していただいても結構です。ただし、複数の団体が重複してスタンプを押さないよう、その日の日付で既にスタンプが押されていないか、ポイント手帳の該当する活動のスタンプ押印ページをよく確認してください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１２　自治会や老人クラブなどの活動に、自分たちの地域外からも参加者があります。この場合、他の地域からの参加者にもスタンプを押してよいですか？** |
| Ａ１２　活動実績の確認ができれば、スタンプを押していただくことができます。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１３　見守り活動の実績確認は、どのようにすればよいですか？** |
| Ａ１３　見守りの都度、実績確認することは困難だと思います。例えば、ネットワーク組織が活動団体として登録し、定例会での見守り活動記録の報告をもって後日スタンプを押していただくなど、地域の実情に応じて工夫していただきたいと考えています。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１４　活動団体が、ポイントを集計する必要はありますか？** |
| Ａ１４　活動団体は、ポイントを集計する必要はありません。活動団体は、高齢者の参加の都度、①日付を記入して、②スタンプを押していただくだけで結構です。ポイントの集計は、高齢者から海田町にポイント手帳及び奨励金支給申請書が提出された後、海田町が行います。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１５　活動団体登録届出書を提出してからスタンプが交付されるまでの間に、ポイント付与の対象となる活動の実績確認を行った場合、その活動にポイント付与はできますか？** |
| Ａ１５　「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」を海田町が受け付けてから、スタンプが届くまでの間の活動であれば、遡ってポイントを付与できます。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１６　災害ボランティアなど、緊急時の場合、活動団体登録（登録内容変更）の手続を経る前の活動に対して、遡ってスタンプ押印ができませんか。** |
| Ａ１６　ポイント事業は、活動実績に応じて奨励金（公金）を支給するものであり、その前提となるスタンプの適正な管理のために、スタンプを管理していただく活動団体や活動内容について事前登録をしていただくことを必須としています。このため、活動団体登録（登録内容変更）の手続を経る前の活動に対して、遡ってスタンプ押印はできません。なお、スタンプ押印は上記手続による届出を本町が受け付けた日から可能としています。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１７　スタンプを失くした場合、再交付してもらえますか？** |
| Ａ１７　再交付の届出を行っていただきますが、本町において、紛失された状況等を確認させていただいた上で再交付の決定を行いますので、まずは長寿保険課までご連絡ください。なお、適正な管理が行われず、スタンプを紛失された場合には、活動団体としての登録を取り消す場合があります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１８　町として、スタンプ押印の不正防止策をどのように考えているのですか？** |
| Ａ１８　不正防止を図るため、スタンプ押印を担っていただく団体やグループには、スタンプ押印の趣旨を理解し、適切な使用等に努めることに同意して本町に登録していただくとともに、団体名や活動内容は本町ホームページ等で公表させていただきます。また、スタンプには、通し番号を付け、どの団体に交付したスタンプであるかを町の台帳上で管理の上、ポイント付与に係る不正の有無等を調査する必要が生じた場合には、活動団体の代表者に電話により、又は、活動場所に職員を派遣して事情聴取させていただきます。さらに、ポイント付与の基本ルールを故意に遵守しない場合等は、活動団体としての本町への登録を取り消すことになります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１９　参加者Ａさんから、「あなたのスタンプの押し方が悪いので、不明瞭な押印となっている。スタンプを押し直してほしい。」と言われたのですが、どのように対応したらよいですか？** |
| Ａ１９　スタンプ番号が特定できない不明瞭な押印については、「スタンプを押印した場合」とは取り扱うことができず、有効なポイントとして奨励金を支給することができません。このため、参加者Ａさんのポイント手帳をご確認いただき、スタンプ番号が特定できない不明瞭な押印となっている場合には、訂正をお願いします。なお、スタンプ番号が特定できない不明瞭な押印の訂正は、ご自分の団体の活動参加により押印されたと確認できるもののみ行ってください（ご自分の団体の活動参加により押印されたと確認できないものは、不明瞭な押印であっても訂正しないでください。）。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２０　管理者・副管理者ともに不在の場合、どのようにすればよいですか？** |
| Ａ２０　活動実績が確認できれば、後日でもスタンプを押すことができます。管理者・副管理者ともに不在の場合には、活動団体が活動日誌や参加者の活動実績を記録しておき、後日、それを基に管理者（副管理者）がスタンプを押してください。　　　　日付欄には押印した日ではなく、実際に活動された日付を記入してください。 |

【ポイント手帳をご利用の高齢者の方へ】

**●　ポイント手帳に関すること**

|  |
| --- |
| **Ｑ１　ポイント手帳はどのようにしたら交付してもらえますか？** |
| Ａ１　ポイント手帳は、１月１日現在で６５歳以上の高齢者を対象とし、ポイント手帳交付申請書を海田町長寿保険課介護保険係（〒736-8601 安芸郡海田町南昭和町14番17号）に郵送又は持参してください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２　１月１日現在で６５歳以上の高齢者が対象とのことですが、２月に６５歳になる高齢者はポイント手帳は交付してもらえないのですか？** |
| Ａ２　ポイント手帳の交付対象基準日は１月１日のため、２月に６５歳になる高齢者については、その年（１月から１２月まで）は対象者ではないことから、手帳は申請できません。手帳の申請及びポイントの付与は、翌年１月からになります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ３　ポイント手帳の有効期間はありますか？** |
| Ａ３　ポイント手帳の使用期間は、１月１日から１２月３１日までの１年間です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ４　ポイント手帳の○○のページがスタンプでいっぱいになった場合、新しいポイント手帳を交付してもらえますか？** |
| Ａ４　一つの活動の区分のページ（健康診査・がん検診等のページを除く。）のスタンプがいっぱいになった時点で、１年間で貯めていただくことができるポイント数の上限に達していますが、新しいポイント手帳（無記名・記録用）を交付することは可能です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ５　貯めたポイント数を、次の期間に繰り越すことはできますか？** |
| Ａ５　ポイント数の繰り越しはできません。貯めたポイントがある場合は、忘れずに、ポイント手帳及び奨励金支給申請書を海田町に提出してください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ６　ポイント手帳の交付申請を事前に行い、ポイント付与期間の初日（１月１日）以前に海田町外に転出した場合、ポイント手帳はどうなりますか？** |
| Ａ６　ポイント付与期間の初日以前に町外に転出された方は、ポイント事業の対象外として取り扱いますので、ポイント手帳は交付できません。既にポイント手帳の交付を受けていた場合は、お手数をお掛けしますが、転出時にポイント手帳を海田町に返却してください。　なお、当該ポイント手帳にポイントを貯めて提出されても、奨励金はお支払いできませんので、ご了承ください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ７　ポイント付与期間の初日の翌日（１月２日）以降に海田町外に転出した場合、ポイント手帳はどうすればよいですか？** |
| Ａ７　町外に転出されても、ポイント手帳の有効期限内であればご使用いただけます。　また、遠方に転居される場合などで、ポイント手帳を使用されない場合には、海田町にご返却ください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ８　海田町に提出したポイント手帳について、「有効なスタンプ」の事例に照らして確認したいので、返却してもらえますか？** |
| Ａ８　ポイント手帳は、ポイント数の集計後、本事業の効果検証等のために使用します。そのため、返却することができません。獲得ポイント数については、ポイント手帳を提出されてから、海田町が送付する「奨励金交付決定通知書」によりご確認いただくようお願いします。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ９　「奨励金支給決定通知書」が届く前に、自分の獲得ポイント数を知る方法はありませんか？** |
| Ａ９　獲得ポイントについては、ポイント手帳を海田町に提出された方に対して、「奨励金交付決定通知書」をご自宅に送付する方法によりお知らせしています。　ポイント手帳を提出されてから「奨励金交付決定通知書」が届くまでの間は、本町において獲得ポイントの集計作業等を行っており、この間に電話や窓口で獲得ポイントをお知らせすることができません。　「奨励金交付決定通知書」が届くまで、しばらくお待ちください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ１０　ポイント手帳の追加交付の手続はどのように行えばよいですか？** |
| Ａ１０　「ポイント手帳追加交付願」を、１１月末までに海田町に提出してください。「ポイント手帳追加交付願」の提出後、２週間～１か月程度で追加交付分のポイント手帳を送付します。 |
| **Ｑ1１　追加交付の手続は代理の者が窓口で行えますか？** |
| Ａ1１　長寿保険課の窓口にお越しいただければ、代理人の方でも追加交付の手続は可能です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ1２　獲得したポイントが上限まで達しているか不安なので、「奨励金交付決定通知書」が届く前にポイント手帳の追加交付をお願いしたいのですが、可能ですか？** |
| Ａ1２　ポイント手帳追加交付の制度は、ポイント数の上限に達しなかった場合の対応として設けたものであり、ポイント手帳の追加交付申請の対象者は、１００ポイント未満の手帳を提出された方に限らせていただいています。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ1３　既に一度ポイント手帳の追加交付申請を行っていますが、再度追加交付申請を行うことはできますか？** |
| Ａ1３　ポイント手帳追加交付の制度は、ポイント数の上限に達しなかった場合の対応として設けたものであり、既に一度ポイント手帳の追加交付申請を行われた方については、2回目のポイント手帳の追加交付申請ができません。なお、追加交付分のポイント手帳を紛失等された場合には、「ポイント手帳再交付願」によりポイント手帳の再交付を受けていただくことができます。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ1４　記録用のポイント手帳はどのような手続でもらえるのですか？** |
| Ａ1４　記録用のポイント手帳をご希望の方は、長寿保険課の窓口で交付します。その際、「記録用ポイント手帳交付申請書」を提出してください。 |

**●　ポイント付与の対象になる活動に関すること**

⇒Ｑ１～１８は、P８からのページに掲載しています。

|  |
| --- |
| **Ｑ１９　どこに行けば、ポイントがもらえますか？** |
| Ａ１９　ポイント付与の対象となる活動を実施している団体の名称、主な活動場所、活動内容等については、ポイント手帳郵送時に同封する活動場所のリストを参考にしてください。また、海田町のホームページでは、活動団体の登録内容の一覧を掲載し、随時更新しますので、こちらも併せてご覧ください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２０　なぜ、個人の活動はポイント付与の対象にならないのですか？例えば、個人のウォーキングも健康づくり、介護予防のための活動だと思います。** |
| Ａ２０　この事業では、高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進するために本町が取り得る現実的な手法として、第三者が高齢者の活動実績を確認できる場合にポイントを付与することとしています。個人での活動を否定するものではありませんが、第三者による実績確認ができない個人のウォーキングなどは、ポイント付与の対象となりません。新たにグループを作るか、既にあるグループに参加することをご検討ください。ただし、既に活動団体に属している方が個人でウォーキングを行う場合、活動団体の活動にウォーキングが位置づけられており、歩行中に同居家族以外の第三者が歩行を確認し、活動実績確認表を作成したうえで活動実績が確認できる場合はポイント付与の対象になります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２１　小中学校のボランティア活動を行った場合、どこでスタンプを押印してもらえばいいのですか？** |
| Ａ２１　児童の登下校の見守り活動については、所属している活動団体又は小中学校でスタンプを押印してもらってください。　　　また、児童の登下校の見守り活動以外で、小中学校に出向いてボランティア活動を行った場合は、活動した小中学校でスタンプを押印してもらってください。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２２　海田町外で活動しても、ポイントがもらえますか？** |
| Ａ２２　活動団体の登録に住所要件はありませんので、その団体が活動団体として海田町に登録している場合には、ポイント付与の対象となります。また、町内の団体が町外で活動した場合もポイント付与の対象となります。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２３　民生委員の活動は、ポイント付与の対象になりますか？** |
| Ａ２３　いきいきサロンなど民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会以外の個人や団体も実施することのある活動を民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会が実施する場合、その活動はポイント付与の対象となります。　なお、民生委員協力員の活動についても同様の考え方です。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２４　医療機関で受診すれば、ポイントがもらえますか？** |
| Ａ２４　ポイント付与の対象となる健診等は、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療のため、本町が施策として特に受診を奨励しているもので、具体的には、ポイント手帳のスタンプ欄に記載された健康診査やがん検診等です。疾病等による受診の場合にはポイントは付与されません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２５　海田町内の医療機関・検診機関であれば、どこで受診してもスタンプを押してもらえるのですか。** |
| Ａ２５　集団健診やポイント事業の協力医療機関で受診した場合にはスタンプを押してもらうことができますが、上記以外で受診した場合には押してもらうことはできません。ポイント事業の協力医療機関のうち、公表の同意があった医療機関については、海田町ホームページ等に掲載していますので、そちらをご確認ください。 |

**●　奨励金の支給に関すること**

|  |
| --- |
| **Ｑ１　ポイントを貯めた後、どうすれば奨励金がもらえますか？** |
| Ａ１　奨励金の支給を受けるためには、スタンプを貯めたポイント手帳及び奨励金支給申請書を長寿保険課に提出していただく必要があります。　その後、海田町においてポイント数の集計及び必要な手続を行った後に、奨励金支給決定通知書を送付し、ご本人の預金口座に奨励金を振り込みます。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ２　いつ奨励金がもらえますか？** |
| Ａ２　ポイント獲得期間は、１月１日から１２月３１日までです。その後、海田町にポイント手帳及び奨励金支給申請書を提出された方について、翌年の２月から順次奨励金の振込手続を行います（ポイント上限に達し早期に手帳を返送された場合も同様です。）。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ３　ポイント手帳の提出期限はありますか？** |
| Ａ３　ポイント手帳の提出期限は、使用期間が終了した年の翌年の２月末日まで（必着）です。期限までに手帳の提出がない場合は、奨励金をお支払いできません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ４　ポイント数の上限である１００ポイントまで貯まっていない場合は、奨励金の支給を受け****ることができないのですか？** |
| Ａ４　１００ポイント貯まっていなくても、貯めていただいたポイント数に応じて、１ポイント１００円に換算して、奨励金として支給します。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ５　海田町に提出したポイント手帳は、返却してもらえますか？** |
| Ａ５　ポイント手帳は、ポイント数の集計後、本事業の効果検証等のために使用します。そのため、返却することができません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ６　活動していた高齢者が亡くなった場合には、遺族が代わりに奨励金の支給を受けることができますか。** |
| Ａ６　本事業における奨励金は、高齢者が活動を行った対価ではないことから、遺族が代わりに支給を受けることはできません。 |

|  |
| --- |
| **Ｑ７　奨励金の振込口座を変更したい場合には、どのような手続が必要ですか？** |
| Ａ７　長寿保険課で振込口座の変更手続が可能です。変更手続の際には、保険証などの本人確認書類及び預金通帳をお持ちください。 |

**●　スタンプの押印に関すること**

|  |
| --- |
| **Ｑ１　一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？** |
| Ａ１　スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分ごとに、１日につき１回まで（同じ日に①、②、③をそれぞれ１回ずつ押印することは可能）です。①自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１ポイント対象）②地域の支え手になる活動（２ポイント対象）③地域の支え手になる活動（４ポイント対象）なお、健康診査等の受診（２ポイント対象）については、１日の回数の上限はありません。 |
| **Ｑ２　ポイント手帳を持参し忘れた場合でも、後でスタンプを押してもらえますか？** |
| Ａ２　活動団体において、活動実績が確認できれば、後でスタンプを押してもらうことができます。活動団体に手帳を忘れたことを伝え、スタンプの押印について相談してみてください。 |

**●　感染症感染防止対策に関すること**

|  |
| --- |
| **Ｑ１　新型コロナウイルス感染症の感染予防を踏まえ、ポイント事業の活動に参加する際に注意すべきことは何ですか？** |
| Ａ１　新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、ポイント事業の活動に参加していただく際には手洗いを徹底する等、各自必要な感染防止対策を講じた上で参加いただきたいと考えています。 |

●　広島市及び府中町とのポイント相互付与に関すること

|  |
| --- |
| **Ｑ１　広島市及び府中町に登録する活動団体の情報はどこで確認できますか？** |
| Ａ１　広島市及び府中町に登録する活動団体の情報は、広島市及び府中町のホームページでご覧いただけます。　　　広島市高齢者いきいき活動ポイント事業ホームページ　　　https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/ikiiki/府中町高齢者いきいき活動ポイント事業ホームページ<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/koureikaigoka/23989.html> |